

2. 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること（第22条の6第2号関係）

(1) 教員の養成に係る組織

組 織 名	構 成 員	所 掌 事 項
教職および博物館学芸員課程委員会	(1) 学部長 (2) 美術教育センター長 (3) 学長が指名する美術教育センターの専任教員5人以内 (4) 各専攻の長 (5) 学務委員会委員長 (6) 事務局長が推薦し、学長が指名する事務局職員2人以内	(1) 授業科目の編成に関すること。 (2) 履修計画に関すること。 (3) 教育実習、介護等体験実習および博物館実習に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教職課程等に関する重要事項
学務委員会	(1) 各専攻の専任教員各1人 (2) 美術教育センターの専任教員1人 (3) 事務局長が推薦する事務局職員2人以内	(1) 教育課程および授業科目の履修等に関すること。 (2) 学生の入学、休学、転学、卒業等に関すること。 (3) 学生の厚生および補導に関すること。 (4) 学生の保健管理に関すること。 (5) 学生の課外活動および学生の団体に関すること。 (6) 学生の奨学金に関すること。 (7) 卒業・修了制作展に関すること。 (8) その他教務および学生生活に関する事項
教育実習等運営委員会	(1) 美術教育センターに所属する専任教員のうち、学長が指名した者5人以内 (2) 学生課長	(1) 教育実習、介護等体験実習および博物館実習の実施計画の立案に関すること。 (2) 教育実習等の指導計画の立案に関すること。 (3) 教育実習等の評価基準の立案および成績の評価に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育実習等の運営に関すること。
実習連絡協議会 (教育実習部門)	(1) 美術教育センター長 (2) 美術教育センターに所属する専任教員 (3) 事務局職員 (4) 実習校を所管する秋田県教育委員会および市町村教育委員会の担当者 (5) 実習校の校長および実習指導者	(1) 実施計画に関すること。 (2) 教育指導に関すること。 (3) 成績評価の基準に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、実習の実施に関すること。